

飯舘村耐震改修促進計画

【令和3～12年度】

令和3年度

飯舘村

目 次

はじめに

1 計画の概要

- (1) 計画の目的
- (2) 計画の位置付け
- (3) 計画の期間

2 建築物の耐震化に関する目標等

- (1) 耐震化の現状
- (2) 耐震化の目標

3 建物の耐震化を促進する施策

- (1) 耐震診断・改修に係る基本的な取組み方針
- (2) 住宅の耐震診断・改修の促進を図るための支援策
- (3) 安心して耐震改修を行うことができるための環境整備

4 建築物耐震化の実施計画

- (1) 地震時の建築物の総合的な安全対策
- (2) 優先的に着手すべき建築物等の設定

5 その他耐震化を促進するための施策の概要

- (1) ハザードマップの作成・公表
- (2) 相談体制の整備
- (3) パンフレットの作成とその活用
- (4) 行政区等との連携
- (5) その他

資 料

飯舘村耐震改修促進計画

はじめに

我が国は、世界で有数の地震大国と言われ、首都直下地震、南海トラフ地震など巨大地震発生切迫性が指摘されており、本村周辺においても、宮城県沖地震の発生が高い確率で予想されているなど、地震災害への対策が重要な課題となっています。

過去の大規模地震を振り返ると、平成7年に発生した兵庫県南部地震（阪神・淡路大震災）は、マグニチュード（M）7.3、最大震度7という都市直下型地震であり、倒壊した住宅・建築物等が6,434人ももの尊い生命を奪っただけでなく、多くの人々の避難や救援・救助活動を妨げ、被害を拡大させました。

その後も、平成16年の新潟中越地震、平成17年の福岡県西方沖地震、平成19年の新潟県中越沖地震、平成20年の岩手・宮城内陸地震など近隣県を含めて大規模地震が頻発し、平成23年3月11日には、東北地方太平洋沖地震が発生しました。

この大地震は、三陸沖を震源とするマグニチュード（M）9.0の地震で、本県など4県で震度6強以上を観測し、およそ2万人近い死者と2,500人を超える行方不明者を出すなど、自然災害としては戦後最大となる甚大な被害（以下、本計画において「東日本大震災」という。）をもたらしました。

そして10年後となる令和3年2月には、マグニチュード（M）7.3、最大震度6強の地震が福島県沖で発生し、本県は再び大きな被害（以下、「福島県沖地震」という。）を受けることとなりました。

このように、地震は、いつ、どこで発生するか分からず、我々の身近なところで起こる避けることのできない事象であることから、様々な分野で地震発生時の被害を可能な限り軽減できるよう、平時から十分に備えておくことが極めて重要であり、建築分野においては、住宅・建築物の耐震化や減災化を計画的に進めていくことが求められています。

このような中、令和3年12月に福島県耐震改修促進計画が策定され、本村においても大地震等の被害を最小限に食い止め、村民の生命と財産を守るために、旧基準建築物の耐震診断及び耐震改修を推し進め、耐震性能の向上を図ることが重要となります。特に、建築物の多数を占め、生活に密着している木造住宅において、耐震性能の向上が急務であることから、耐震診断並びに耐震改修の実施を促す必要があります。

また、適正な耐震診断体制の整備や村民への防災意識の向上、村内の建築士及び大工・工務店の耐震診断や耐震改修に関する技術力向上を図るなど計画促進のための環境整備づくりに積極的に取り組みます。

1 計画の概要

(1) 計画の目的

本計画は、村内における住宅・建築物の耐震化を促進する指針として策定するもので、地震による建築物の倒壊等の被害から村民の命と財産を守ることを目的としています。

(2) 計画の位置付け

本計画は、建築物の耐震改修の促進に関する法律（以下「法」という。）第5条第1項の規定に基づき、国および県の基本方針を踏まえて策定します。

(3) 計画の期間

本計画の期間は、令和3年度から令和12年度までの10年間とします。

なお、本計画は、耐震化に係る取り組みの進捗状況や社会情勢その他の環境の変化等を勘案し、必要に応じて内容を見直します。

2 耐震化の現状と耐震改修等の目標設定

住宅の耐震化促進は、大地震による被害を減らす最も有効な手法とされていますが、耐震診断や耐震改修は進んでいないのが実情です。

しかし、いざ大地震が起これば、大きな損失が出るのは明白であり、倒壊した建物は消火や救助活動に必要な道路をふさぎ、火事の延焼路となる可能性もあります。

これら、住宅の被害を少なくすることは、災害時の対策・負担（居住箇所の確保・復旧、医療・救援物資負担等）の軽減にも繋がることから、耐震化の促進は個人の財産の問題を超えて、社会的な要請と考えられます。

このため、村内の旧基準建築物の耐震診断措置を高めることにより、不測の事態への対応や、耐震改修工事の実施へと促すことができ、建築物の安全性の確保・向上が推進され、震災に強いまちづくりを構築することが可能となります。

また、住宅の新築やリフォームを行う方々が工事を行う際に耐震診断等による情報提供を行うことで、民間の旺盛な建設需要を活かし、良好な住宅ストックへの改善を図ることが可能となります。

(1) 住 宅

平成30年の土地家屋課税台帳によると、本村における住宅の耐震化の状況は表1のとおり、居住世帯のある住宅2,049戸のうち、耐震性がある住宅は約1,599戸で耐震化率は78.04%です。

地震による想定被害を減少させるためには、減災効果が大きい住宅の耐震化に継続的に取り組んでいく必要があり、福島県耐震改修促進計画を踏まえ、住宅の耐震化率を令和12年度までに90%とすることを目標とします。

表1 住宅の耐震化の現状と耐震化の目標

(平成30年家屋台帳による棟数)

	昭和56年以降の建築物 ①	昭和56年以前の建築物 ②	建築物数 ④ (①+②)	耐震性有建築物数 ⑤ (①+③)	現状の耐震化率 (%) (令和3年度末) ⑤/④	耐震化率の目標 (%) (令和12年度末)
		内耐震性有 ③				
木造	1,538	443 0	1,981	1,538	77.64	—
非木造	61	7 0	68	61	89.71	—
合計	1,599	450 0	2,049	1,599	78.04	90

※住宅は、家屋課税台帳の専用住宅、併用住宅、農家住宅、アパート、共同住宅とした。

※昭和55年以前の住宅は耐震性能がないものとみなした。

(2) 特定建築物

本村には、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）（以下「法」という。）第6条第1号に規定する多数の者が利用する特定建築物（以下「多数の者が利用する特定建築物」という。）が総数6施設存在し、全ての建築物の耐震性能を有することを確認しております。また、法第6条第2号に規定する危険物の貯蔵又は処理場の用途に供する建築物はありません。

また、法第6条第3号に規定する地震によって倒壊した場合においてその敷地に接する道路（福島県地域防災計画の緊急輸送路に限る）の通行を妨げ、多数の者の円滑な避難を困難とする恐れのある建築物に該当するものもありません。

想定地震による想定被害を減少させるために、減災効果が大きい特定建築物の耐震性能についてはすべて確認しているものの、村防災計画上重要な施設については、耐震診断及び耐震改修等を実施する方向で検討します。

表2 特定建築物の耐震化の現状と耐震化の目標

(令和3年調査による施設数)

	昭和56年6月以降の建築物 ①	昭和56年5月以前の建築物 ②	建築物数 ④ (①+②)	耐震性有建築物数 ⑤ (①+③)	現状の耐震化率 (%) (令和3年度末) ⑤/④	耐震化率の目標 (%) (令和12年度末)
		内耐震性有 ③				
法第6条第1号	3	3 3	6	6	100.00	100
法第6条第2号	0	0 0	0	0	—	
法第6条第3号	0	0 0	0	0	—	
合計	3	3 3	6	6	100.00	

表3 特定建築物(用途ごと)の耐震改修目標値(単位: %、棟)

	現 況 (R3年度末)	目標値 (令和12年度末)	公共建築物		民間建築物	
			現 況	目標値	現 況	目標値
特定建築物(法第6条第1号)	100 (6/6)	100	100 (6/6)	100	—	—
防災拠点施設 (庁舎、公益上必要な施設)	100 (1/1)	100	100 (1/1)	100	—	—
避難施設 (学校、体育館等)	100 (5/5)	100	100 (5/5)	100	—	—
緊急医療施設 (病院、診療所等)	—	—	—	—	—	—
不特定多数が利用する施設 (ホテル・旅館、遊技場、銀行 等)	—	—	—	—	—	—
多数が利用する施設 (賃貸住宅【共同】、事務所等)	—	—	—	—	—	—

村が所有管理する公共建築物の耐震化については小規模なものを除き満足している。

3 住宅耐震化の実施計画

(1) 耐震診断及び耐震改修に係る基本的な取組方針

住宅の耐震化を促進するためには、住宅の所有者等が、地域防災対策を自らの問題・地域の問題として意識して取り組むことが不可欠です。

村は、こうした所有者等の取組みをできる限り支援する観点から、所有者等にとって耐震診断及び耐震改修を行いやすい環境の整備や負担軽減のための制度の構築など必要な施策を講じ、耐震改修の実施の阻害要因となっている問題を解決していくことを基本的な取組方針とします。

(2) 住宅の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための支援策

村民に対し建築物の耐震診断及び耐震改修の必要性、重要性について、普及啓発に積極的に取り組むとともに、耐震診断及び耐震改修等の補助制度と国の税制（耐震改修促進税制、住宅ローン減税）を活用しながら、建築物の耐震改修の事業を実施します。

村は、木造住宅の所有者が耐震診断を希望する場合、耐震診断を行う建築士等の派遣に要する費用の一部を負担するために、「飯舘村木造住宅耐震診断者派遣事業実施要綱」を平成21年4月1日より施行し、より多くの村内全域にある旧耐震基準木造住宅の耐震診断を行うことを目標に事業を実施します。

(国、福島県による診断・改修費用の補助制度を活用します。)

表4 木造住宅耐震診断者派遣事業の概要

対象住宅	・ 旧耐震基準により建設された戸建て住宅で(昭和56年5月31日以前に建築着手)、所有者自ら居住する「在来軸組工法」「伝統的工法」「枠組壁工法」等による木造3階建て以下の住宅
耐震診断者	・ 県が実施する木造住宅耐震診断等講習会を受講した建築士法第5条規定する建築士
診断の方法	・ 財団法人日本建築防災協会の耐震診断と補強方法に掲載されている一般診断法に基づき診断し、診断結果については、耐震診断結果通知書を派遣依頼者に通知する
診断費用の個人負担	・ 1/4以内で別に定める額 (7,000円)
診断費用の国、県、村の負担	・ 国 : 1/2 県 : 1/4 村 : 1/4

(3) 安心して耐震改修を行うことができるための環境整備

①適正な耐震診断体制の整備

現地調査の手法、体制(建築士と大工の2名以上)、報告書様式、写真等データの作成方法等を定めた「福島県木造住宅耐震診断(一般診断法)実施要領」を活用するとともに、地域の建築士及び大工・工務店が連携した体制の整備に努めます。

②村民への啓発活動

耐震診断並びに耐震改修に関する各制度等の広報を村広報誌により行うことはもとより、定期的な防災関連記事等の村広報誌への掲載に努め、村民の防災意識の向上を促します。

また、行政区長会議等村主催各種会議等での積極的な広報に努めます。

③耐震診断・改修の技術力の向上

村内の建築士及び大工・工務店の耐震診断や耐震改修に関する技術力向上のため、福島県が実施する講習会等への参加を呼びかけます。

4 建築物耐震化の実施計画

(1) 地震時の建築物の総合的な安全対策

①事前の対策

平成23年3月の東日本大震災の被害状況から、ブロック塀の安全対策、窓ガラスの飛散対策、大規模空間を持つ建築物の天井の落下防止対策の必要性が改めて指摘されています。このため、村では県と連携し被害の発生する恐れのある建築物を把握するとともに、建築物所有者へ必要な対策を講じるよう今後も引き続き指導します。

②地震発生時の対応

地震により建築物及び宅地等が被害を受け被災建築物等の応急危険度判定が必要な場合は、村は判定実施本部等を設置し、福島県へ応急危険度判定士の派遣要請や判定

士の受け入れ等必要な措置を講じます。

また、被災建築物復旧のための住宅相談を総合的に受けられるよう、その体制整備を検討いたします。なお、地震発生直後の建築物等の被害状況を速やかに把握するための体制整備についても検討いたします。

(2) 優先的に着手すべき建築物等の設定

①地震発生時に重要な役割を担う建築物

優先的に耐震化に着手すべき建築物は、次のとおりとします。

- ・地震が発生した場合において災害復旧対策の拠点となる建築物、医療活動の中心となる建築物、並びに避難所となる建築物、その他防災上特に重要な建築物
- ・耐震改修促進法の特定建築物

②地震発生時に通行を確保すべき道路

重点的に耐震化すべき区域は、飯舘村地域防災計画第2章第9節で定める緊急輸送道路の沿道とします。

表6 地域防災計画で指定されている路線等

種 別	路 線 等 名	備 考	
緊急輸送路	県指定路線	主要地方道原町川俣線	第2次確保路線
	村指定路線	飯舘村地域防災計画に基づき策定される「緊急輸送計画」により選定される路線	
避難路等	避難路	飯舘村地域防災計画に基づき策定される「避難計画」により選定される路線	
	避難施設	小中学校体育館、公民館、地区集会所等	

この飯舘村地域防災計画に定めた緊急輸送道路・避難道路の沿道及び避難施設、村営住宅には耐震性能を確認すべき建築物が存在します。

そうしたことから、村有施設については令和12年度までに昭和56年以前に建設された施設については90%の耐震診断を実施し、その結果を踏まえて次年度以降に耐震補強工事等の耐震改修を進めます。また、その他の村有施設等についても積極的に耐震化の促進に努めます。

5 その他耐震化を促進するための施策の概要

(1) ハザードマップの作成・公表

村では、4の(2)①・②の建築物、道路等を記載した地図を令和2年度に作成し、公表しています。また、福島県の支援と協力により「建築物の所有者等の意識啓発を図るため、発生の恐れがある地震の概要と地震による危険性の程度等を記載した地図(地震ハザードマップ)」の作成を検討します。

(2) 相談体制の整備

建設課を建築相談の窓口とし耐震診断の申込みや各種補助事業の申請のほか、村民からの建築相談に応じることができるよう体制整備に努めます。

なお、技術的な相談は福島県相双建設事務所、家具の転倒防止等災害予防全般については福島県生活環境部県民安全課や相双地方振興局（県民生活課）、耐震改修に関連したリフォーム工事等のトラブルについては消費生活センター及び建設工事紛争処理担当課と連携して対応することとします。

(3) パンフレットの作成とその活用

福島県が作成した「大地震に備えて耐震診断を受けましょう」（福島県住宅耐震診断促進事業の概要紹介）を活用し、住宅の耐震診断及び耐震改修の普及啓発に努めます。また、今後作成が予定される耐震改修を促進するための福島県パンフレットを活用し、建築物防災週間、違反建築物防止週間等の機会を捉え集中的な普及啓発を図ります。

(4) 行政区等との連携

地震防災対策の基本は、「自らの命は自ら守る」「自らの地域は皆で守る」であり、地域が連携して地震対策を講じることが重要です。また、一人暮らしの高齢者世帯等災害弱者になりやすい世帯の把握は地域の協力を得なければ難しく、村と行政区との連携も重要です。

村は、専門家や技術者派遣等の支援・協力を福島県より受け、行政区単位での防災講習会や行政区内における地震時の危険箇所点検を計画し、これを通じて耐震診断及び耐震改修の普及啓発に努めるとともに、災害弱者となりやすい世帯等の把握にも努めます。

(5) その他

本計画は、原則として10年ごとに、また、社会情勢の変化や耐震化の進捗状況等を勘案し、見直しを実施します。

なお、耐震改修促進計画を実施するにあたり、必要な事項は別途定めるものとします。

資 料

- 1 耐震改修促進計画上の建物一覧表

